

市議会議員全員協議会資料

平成 19 年 2 月 19 日
財政部・市民部

固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税の課税処理について

1 固定資産の共有分に係る事務処理誤りの概要

平成 17 年度において、共有物件に係る固定資産評価・公課証明書を交付したところ、共有代表者以外の共有者から、登記簿と相違していることの指摘があり、調査した結果、登記済共有持分に誤りがあることが判明しました。

このことから、全共有物件について登記内容の確認が必要であると考え、平成 18 年 6 月 20 日から 12 月 28 日までの間、固定資産税共有者管理台帳システムで管理している全共有物件について、盛岡地方法務局の登記簿との照合作業を実施したところであります。

平成 13 年度まで、資産税課では共有者のデータを手書きの固定資産税共有者管理台帳で管理しておりましたが、平成 14 年度に国民健康保険税の共有管理システムと一緒に化して管理し、共有者全員の固定資産証明が可能なものとするため、固定資産税共有者管理台帳システムを整備したところであります。

共有者のデータは、盛岡地方法務局から送付された登記済通知書を基に固定資産税共有者管理台帳へ記載しておりますが、台帳への記載処理が一部なされなかったことやシステム入力の際のデータチェックが完全に行われなかったことなどにより、台帳への登載が誤ったものとなったものであります。

2 調査の結果

固定資産税共有者管理台帳への登載誤りがあり、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税の賦課決定に影響があることが判明しました。

(1) 調査した納税者数	25,582 人
(2) 照合物件数 土地・家屋	41,523 件
(3) 調査により判明した誤りの内容	
ア 台帳未登載	71 件
イ 持分誤り	283 件
ウ 構成員誤り	85 件
エ 所有者誤り	47 件
オ 重複登載	4 件
合 計	490 件

(1年以内支払、下人は
証明書(領収書)が必要)
法律は5年内か
市税課課は7年内か

法律に基づく
→11年間
→5年間

→11年間
→3年間

3 固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税の影響額等

(1) 固定資産税・都市計画税

- | | | |
|--------------|----|----------|
| ・還付金等対象者及び金額 | 6人 | 555,246円 |
| ・賦課対象者及び金額 | 6人 | 369,700円 |

(2) 国民健康保険税

- | | | |
|--------------|------|------------|
| ・還付金等対象者及び金額 | 99人 | 3,664,972円 |
| ・賦課対象者及び金額 | 101人 | 1,351,800円 |

4 今後の対応

今後は、システムを変更する際に必要な確認作業を行うとともに、盛岡地方法務局からの登記済通知に基づく土地・家屋の異動処理にあっては、データ入力の際の複数チェックを行うなどの体制整備に努めます。